平成２８年（フ）第４５０号
千葉県柏市今谷上町43番地158　第２シャトルＴ－101号
債務者　植村　慎一
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８７号
神戸市北区北五葉７丁目１番７－304号
債務者　山下　博士
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２６号
神戸市中央区籠池通３丁目３番16号雅喜マンション２Ｆ東
債務者　むすび福寿堂こと　遠藤　克朗
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０号
兵庫県宍粟市一宮町東河内1281番地
債務者　坂本　正和
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３６号
熊本県八代市本野町120番地１
債務者　谷田　弥生
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２２４号
沖縄県那覇市樋川２丁目１番10号　樋川総業第３ビル205
債務者　仲村渠盛康（旧姓具志堅）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２２５号
沖縄県那覇市樋川２丁目１番10号　樋川総業第３ビル205
債務者　仲村渠あや（旧姓具志堅）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３８号
青森県北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字村井48番地
債務者　泉　　雄輔
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1496番地７　バイステック新久、住民票上の住所神奈川県秦野市曽屋5857番地の２　秦野あつらえ荘　32号
債務者　宮里　信高
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６６号
山口県防府市桑山１丁目６番２－105号　市住23棟276号
債務者　小川　仁一
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２８年（フ）第４４号
千葉県木更津市請西１丁目25番６号　グリーンリーフ請西202
破産者　大竹　健二（旧姓門馬）
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９号
鹿児島県枕崎市塩屋北町234番地
破産者　小浜　政弘
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１０号
鹿児島県南九州市頴娃町郡2816番地
破産者　西　　優子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１８号
岐阜市茜部大川１丁目45番地１
破産者　北原百合子
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７８号
岐阜市南殿町３丁目12番地
破産者　黒田　泰生
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１００号
岐阜市宇佐南１丁目４番３－604号　（ハイツ南）
破産者　杉本　　修
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄170番地10、前住所岐阜県瑞穂市森485番地１
破産者　大橋　純司
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２６号
岐阜市長良井田62番地１　（キャッスルハイツ長良井田Ⅳ　302号室）
破産者　近藤　　忍
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
岐阜市鍵屋西町１丁目56番地１（ハイツ鍵屋西町東棟　202号室）、前住所岐阜市矢島町２丁目55番地１（おとらやビル　605号室）
破産者　加藤　恵子（旧姓山下）
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３８号
岐阜市織田町１丁目５番地
破産者　堀　あさ子
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４８号
岐阜市野一色４丁目７番17号
破産者　木野村ゆかり
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６８８号
札幌市豊平区美園１条５丁目１番８－601号
破産者　坂口　寿美
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部